

事務所だより

平成24年7月3日(火) 第43回 発行
発行所 太田税理士事務所
〒672-8030
姫路市飾磨区阿成植木1003 はらだビル3F-B
TEL 079-233-9058 / FAX 079-233-9059
E-mail : oota-fp@ares.eonet.ne.jp

■ 税務署に聞いたから安心・・・とは思わないで下さい

相談会などで、「税務署に聞いたからこの点については大丈夫だよ。それ以外の〇〇について教えて。」話の流れで、このような具合になることが稀にありますが。

正直に言いましてこのような考え方は大変危険です。

過去の裁判例でも、税務職員の指導に基づいて提出した申告に誤りがあった事例で、「**税務相談における税務職員の指導、助言は納税者に対して一応の参考意見を示すものにすぎず、納税者がその指導、助言の内容のとおり納税申告した場合にその申告内容を是認することまでを意味するものではないのであって、最終的にどのような納税申告をすべきかは納税義務者の判断と責任に委ねられているというべきである。**」(H22. 2. 9 大阪地裁) となっています。

納得いかない方も多いと思いますが、これが現状です。

もし税務署に聞かれる場合でも、特に大事だと思われる事項については、今医療などで言われているセカンドオピニオンと同じく、複数の職員に納得いかれるまで尋ねられたほうが良いです。これは税理士に対しても同じですね。

■ 老人ホームへの入居一時金、場合によっては贈与税が・・・

生活費や教育費の充てるための金品の贈与は、その額が常識的な範囲であれば贈与税はかかりません。夫が支出した妻の老人ホーム入居のための一時金について争われた2つの事例で全く正反対の裁決を国税不服審判所が出しました。(H22. 11. 19とH23. 6. 10)

前者は945万円の一時金について、贈与税がかからない生活費に当たるとされましたが、後者は1億3千万円の一時金について、生活費のための通常必要な範囲を超えているとして課税されました。一時金が生活費に該当するか否かの判断は、個々の事情を勘案して「社会通念」に従って決めるというあいまいなものになっています。1億円はさすがに高額だとは思いますが、高齢化社会に対応する税制として、もう少し明確な判断基準が望まれます。

* ご意見・ご質問 & メモ *

FAX 079-233-9059

なお、弊所では、初回無料税務相談を承っております。(要予約) ご遠慮なくお問い合わせください。
TEL 079-233-9058

■ 税務調査対策②～必ず事前打ち合わせを

調査日が決まると、調査当日までに必ず税理士と打ち合わせをしておきましょう。用意する書類は一般的に決算書控え、総勘定元帳、事業用の通帳、請求書、領収書などですが、細かなところは個々により違ってきますので担当税理士にお尋ねください。

調査で指摘されそうなところを税理士にピックアップさせて、調査官に質問された時の対応方法を準備しておきます。簡単に想定問答をしておくのもよいかもしれません。

また、調査官を入れる部屋の整理が必要です。不要な疑問を抱かれる恐れのあるメモはないか、決算書に載っていない取引先や金融機関のカレンダーなどがないか。

パソコンの中に見られて困るものは入っていないか。などの確認をお願いします。

ゴミ類は調査官が何気なく拾い出そうとしたりすることもあるので(そういった行為には断固抗議していただいて結構です)、できれば完全に処分しておいて下さい。

～よもやま話～

「納得いかない税務署の対応」

またまた役人批判になりますが、先日私の関与先さんの消費税の納付について、3回の分割納付にするため、納付書を作成してもらおうと事務職員を外向かせました。このようなことは何回もありましたので、私はごく簡単に考えていました。

しばらくして職員から連絡があり、税務署の担当官が収支表での説明や、納税者本人が外向かなければ分割は認めないとのこと・・・

私の経験上5～6回以上の分割を依頼する場合はこのようなこともありましたが、3回程度までは税務署はゴチャゴチャ言わず納付書を作成していました。

事実2週間ほど前に別の関与先さんについて同じ条件で外向いたばかりで、その時は何の支障もなく分割納付が出来ました。担当者の気まぐれで対応されてはたまったものではありません。上役とも話をしましたが納得いかず、国税局に意見書を出しました。それでも態度は軟化したものの電話でよいから、私の関与先さんについての説明がほしいとのこと。最初は納税者本人の来署、収支表の提出がなければダメと言いながら、今度は電話でよいから説明を・・・

この統一性の無さは何なのでしょう・・・

担当者の恣意で納税者の説明が求められたり求められなかったり、分割が認められたり認められなかったり、そのようなことが許されるはずがありません。細かいことを言いたすときりが無いのですが、とりあえずこちらで無理やり納付額を3分割にし、再度国税局に意見書を出している状況です。

「延滞税は多少かかってしまいますが、3回ぐらいいまなら簡単に分割できますよ。」と私が言った関与先さんに申し訳ない限りです。